

平成 28 年 3 月 28 日
福祉部 高齢者・地域福祉課

地域密着型サービスの実地指導について

○指導・監査の目的

指導・監査は、事業者等が運営する事業所・施設の運営が、介護保険法令、障害者総合支援法令、法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（特に人員、設備及び運営基準や報酬告示）、その他の関係法令に従い適正に運営されているかどうかを確認・検査し、是正・改善すべき事項がある場合には、その内容に応じて適切な措置を講じて事業運営の適正化を図るとともに、必要に応じてサービスの質の確保・向上に向けた指導を行うことにより、事業の健全な運営と制度の信頼性の確保、利用者の保護と自立支援を図ることを目的とする。

○指導・監査の考え方

指導指針・監査指針においては、「行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬（自立支援給付に係る費用）の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る」ために行うものを「監査」。

「サービス事業者等に対し、介護給付（自立支援給付）等対象サービスの取扱い、介護報酬（自立支援給付に係る費用）の請求等に関する事項について周知徹底させる」ために行うものを「指導」と呼んでいる。

- ・ 指導は、制度管理の適正化とよりよいケアの実現をめざす
- ・ 監査は、不正請求や指定基準違反に対する機動的な対応をめざす

○平成 27 年度実施方針

- (1) 加古川市介護サービス事業者等の指導実施要綱（以下「指導実施要綱」という。）に基づき、加古川市が指定・管理している事業所（地域密着型サービス事業所）に対して、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として行う。
- (2) 概ね指定更新期間内（6年間）に1回、市の担当者が介護サービス事業所へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認する。
- (3) その他市長が特に一般指導を要すると認めた場合、当該介護サービス事業者の現地指導を実施する。
- (4) 現地指導の際に、指導実施要綱第8条第1号及び第2号※に該当すると判断した場合は、現地指導を中止し、加古川市介護サービス事業者等の監査実施要綱に定めるところにより、監査を実施する。

※加古川市介護サービス事業者等の指導実施要綱（抜すい）

第8条 市長は、現地指導の実施中に、次に掲げる状況を確認した場合は、現地指導を中止し、直ちに、加古川市介護サービス事業者等の監査実施要綱に定めるところにより、監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 介護報酬請求の内容に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

○現地指導の流れ

事前	<ul style="list-style-type: none">・ 現地指導の約2か月前に開催通知及び事前作成資料の送付・ 約1か月を目途に作成資料を完成させ、市高齢者・地域福祉課へ送付
当日	<ul style="list-style-type: none">・ 作成資料に従い施設長等からヒヤリングを実施・ 事業所保管書類の点検・ 事業所内の現地検査・ 口頭による講評
事後	<ul style="list-style-type: none">・ 現地指導結果の文書通知・ 約1か月を目途に改善措置を高年齢者・地域福祉課へ報告

加古川市役所 本館2階
福祉部 高齢者・地域福祉課
監査指導担当
電話：079-427-7928
e-mail：fukushi@city.kakogawa.lg.jp